

海外の労働者派遣の制度について

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
労働者派遣制度	根拠法	連邦の法律なし	職業紹介法(1973) (規制緩和・契約除外法(1994) により大半を廃止)	労働者派遣法	労働者派遣に係る1990年7月 12日法	労働者派遣法(1985)
	許可・届出制	連邦の規制なし	原則不要 (農業等は許可制)	原則として許可制 (<u>コンツェルン内の派遣等を除く</u>)	事前届出制	許可・事前届出制
	適用除外業務	連邦の規制なし	なし	建設業務 (ただし、一般的拘束力のある 労働協約の適用を受ける場合 は可能)	なし	港湾運送業務、建設業務、警 備業務、病院等における医療 の業務(紹介予定派遣の場合 等を除く)
	派遣期間 の制限	連邦の規制なし	なし	なし	原則最長18ヶ月	○26業務等は制限なし ○上記以外は最長3年
	派遣元と派遣先の 連帯責任	連邦の規制なし	なし	派遣先は派遣元の社会保険 料の未払いについて連帯責任 を負わなければならない	派遣先は派遣元の社会保険 料の未払いについて連帯責任 を負わなければならない	なし (派遣先への労働・社会保険 の加入の有無の通知はあり)
	みなし雇用 制度	連邦の規制なし	なし	あり (派遣先が無許可の派遣元か ら派遣労働者を受け入れた場 合)	あり (派遣業務終了後に、派遣先 が当該派遣労働者と雇用契約 を締結することなく、又は新た に労働者派遣契約を締結する ことなく、引き続き派遣労働者 を就業させた場合)	なし (雇用申込義務はあり)
	均衡処遇	連邦の規制なし	なし	派遣先労働者との賃金、労働 条件の均等について規定 (ただし、労働協約が別の定め をしている場合等を除く。)	派遣先労働者との賃金、労働 条件の均等について規定	なし (福利厚生等に係る派遣先の 労働者との均衡配慮はあり)
	利用目的制限	連邦の規制なし	なし	なし	一時的休業者の代替、業務の 一時的な増加に対応するた め、社会的弱者の就職促進の ため等の場合に限り利用可	なし

海外の労働者派遣の実態について

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
労働者派遣の実態	派遣労働者数	122万人(2005年, contingent and alternative employment arrangements, february 2005, アメリカ労働統計局)	26万人(2006年, Labour Force Survey, イギリス 国家統計局)	39万人(2004年, 第10次政府報告書)	44万人(2007年3月, 派遣雇用に関する月例統計, フランス全国商工業雇用協会)	128万人(2006年, 労働力調査, 総務省)
	派遣を利用している主な業種	専門実務サービス 製造 (2005年, contingent and alternative arrangements, february 2005, アメリカ労働統計局)	不動産関係 製造 (2006年, Labour Force Survey, イギリス 国家統計局)	金属、機械、電機 事務職 (2004年) (第10次政府報告書)	建設 中間材産業 設備材産業 (2007年, フランス 全国商工業雇用協会)	事務職 物の製造 (2004年, 派遣労働者実態調査, 厚生労働省)
	若年層(34歳以下)の派遣労働者の割合	49.1% (2005年, contingent and alternative employment arrangements, february 2005, アメリカ労働統計局)	62.6%(2000年) (注2)	62.3%(2003年) (注3)	67.2%(2000年) (注2)	42.2% (2006年, 労働力調査, 総務省)
	男女比	男性47.2% 女性52.8% (2005年, contingent and alternative employment arrangements, february 2005, アメリカ労働統計局)	男性49.4% 女性50.6% (2006年, Labour Force Survey, イギリス 国家統計局)	男性76.3% 女性23.7% (2004年) (第10次政府報告書)	男性72.3% 女性27.7% (注2)	男性38.3% 女性60.9% (2006年, 労働力調査, 総務省)
その他	ヒアリングにおける特徴的なこと	○伝統的な雇用形態を好む派遣労働者は56%	○長期間派遣されている場合に、派遣先と黙示の雇用契約を認める判例もある	○2003年の改正により常用型のみであったが、登録型も可能となっている ○均衡処遇の措置義務者は派遣元だが、措置できていないと許可が取消され、派遣先による直接雇用となる ○職業安定所所管の人材サービスエージェンシー(PSA)が就職困難者の紹介予定派遣を実施	○登録型のみ ○みなし雇用といっても、実際に派遣先で就業することは少なく、実態として金銭賠償である	＝

(注1)労働者派遣制度については、「Temporary agency work in an enlarged European Union」(平成18年欧州労使関係観測所)、「海外労働事情」⑩ドイツ労働者派遣法の改正について」(平成15年大橋雄雄労働法律句報1550号)、「詳解労働者派遣法」(平成12年高梨昌)、労働力需給制度部会におけるヒアリングを基に需給調整事業課が作成

(注2)非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する国際比較調査(平成19年(独)雇用・能力開発機構、(財)国際労働財団)からの引用

(注3)ショートペーパー(2006年ドイツ労働市場・職業研究所)からの引用、ただし、西ドイツ地域のデータ